令和2年度

教育委員会定例会 (11月)

令和2年11月6日(金)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日 時 令和2年11月6日(金) 午後3時 場 所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
  - 議案第22号 令和2年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体の表彰について (P2) 議案第23号 かのや風土記編纂委員会開催要綱の制定について (P4) 議案第24号 鹿屋市読書活動推進懇話会開催要綱の制定について (P7)
- 5 報 告 鹿屋市看護専門学校A日程入学試験志願者状況について (P9)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉 会

## 議案第22号

令和2年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規 定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年11月6日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

## (提案理由)

令和2年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体の表彰を決定したいので、本案を提出する。

# 令和2年度社会教育功労者·優良社会教育関係団体 表彰者·表彰団体一覧

## 1 本表彰の趣旨

本市において、多年社会教育に尽力し、特に功労のあった個人及び団体を表彰し、その功労に報いるとともに社会教育の一層の振興を図るもの。

# 2 今年度表彰者及び表彰団体

令和2年10月9日に開催された第2回社会教育委員の会議において審議・承認された 表彰者及び表彰団体は下記のとおり。

# 【 個 人 】 9名(50音順)

No.	氏 名	住所	年齢	活動部門	推薦部署 ·団体	功労実績等
1	(いが ゆりこ)			文化振興	鹿屋女子高	長年にわたる茶道の指導・普及活動の
	伊賀 由里子				等学校	功績が認められたもの
2	(えびはら ひろなり)			その他	文化財センター	長年にわたる文化財保護活動の功績
	海老原 寛業			(文化財保護)		が認められたもの
3	(くぼ けんたろう)			青少年育成	鹿屋市 PTA	長年にわたるPTA活動の功績が認
	久保 健太朗			(PTA)	連絡協議会	められたもの
4	(くぼた みえこ)			社会教育活動	大姶良地区	日本舞踊による生涯学習及び地域へ
	久保田 美惠子			11五教月伯勤	学習センター	の貢献活動が認められたもの
5	(そのだ さかえ)			生涯スポーツ振興	鹿屋市スポーツ推進	長年にわたる体育指導員活動での功
	園田 栄			(体育指導)	委員協議会	績が認められたもの
6	(とみしげ しずこ)			文化振興	鹿屋市文化	長年にわたる着付文化の継承活動に
	冨重 靜子			义化级典	協会	関する功績が認められたもの
7	(にしやなぎ おさむ)			生涯スポーツ振興	鹿屋市体育	長年にわたる陸上競技の指導に関す
	西柳 修			(陸上競技)	協会	る功績が認められたもの
8	(むらた せいこう)			<b>表小矢</b>	西原小学校	長年にわたるスクールガードリーダ
	村田精巧			青少年育成		一活動の功績が認められたもの
9	(わたなべ まさと)			青少年育成	大黒小学校	長年にわたるスクールガードリーダ
	渡邉 正人			月少十月以		一活動の功績が認められたもの

## 【 **団 体** 】 **3 団体** (50 音順)

No.	団体名	活動部門	推薦部署·団体	功労実績等						
1	鹿屋市空手道連盟	生涯スポーツ振興	鹿屋市体育協会	空手道競技を通じて青少年の健全育成に						
	此生川土丁坦连血	土1/王/W /1/以94	此座印件自伽云	寄与した功績が認められたもの						
2	錦翔流大正琴倫生会	文化振興	鹿屋市文化協会	大正琴文化の振興及び地域活動での貢献						
	<b>师州八八八十</b> 今旧土云	义化极兴		を認められたもの						
3	西俣盛り上げ隊壮青年部	社会教育活動	大姶良学習センター	学校行事への支援や地域活性化に繋がる						
	(通称:にいま隊)	11五90月伯男	八州区子百以7	活動での功績が認められたもの						

## 3 表彰式について

令和3年2月17日(水)開催の第3回社会教育員の会議にて表彰式を開催予定

## 議案第23号

かのや風土記編纂委員会開催要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の 規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年11月6日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

# (提案理由)

かのや風土記の編纂を円滑に推進するため、かのや風土記編纂委員会を開催したいので、本案を提出する。

#### かのや風土記編纂委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 かのや風土記(以下「風土記」という。)の編纂を円滑に推進するため、かのや風土記編纂 委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、風土記の編纂に係る基本的な事項を協議検討するものとする。

(参加者)

第3条 教育長は、学識経験者その他教育長が必要と認める者のうちから、委員会 への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(企画部会)

- 第6条 教育長は、風土記の内容の協議を行うため、かのや風土記編纂委員会企画部会(以下「企画部会」という。)を開催することができる。
- 2 企画部会の部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 教育次長
  - (2) 政策推進課長
  - (3) 産業振興課長
  - (4) 教育総務課長
  - (5) 学校教育課長
  - (6) 生涯学習課長
  - (7) 文化財センター所長
  - (8) 輝北総合支所住民サービス課長
  - (9) 串良総合支所住民サービス課長
  - (10) 吾平総合支所住民サービス課長
  - (11) その他教育長が必要と認める者
- 3 企画部会に企画部会長を置き、教育次長をもって充てる。
- 4 企画部会長は、企画部会を代表し、会務を総理する。

(作業部会)

- 第7条 教育長は、風土記に掲載する写真及び資料等の収集等を行うため、かのや風土記編纂委員会 企画部会作業部会(以下「作業部会」という。)を開催することができる。
- 2 作業部会は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 市内の小中学校の教職員のうち、学校長から推薦された者
  - (2) 市職員のうち、企画部会の部会員から推薦された者
  - (3) その他教育長が必要と認める者

3 作業部会に作業部会長を置き、企画部会長が指名した職員をもって充てる。

(開催期間)

第8条 委員会、企画部会及び作業部会(以下「委員会等」という。)の開催期間は、4年間をめどとする。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、風土記の編纂が終了する日の属する年度の末日にその効力を失う。

## 議案第24号

鹿屋市読書活動推進懇話会開催要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年11月6日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

# (提案理由)

「親と子の20分間読書」運動及びまちなか図書館の実施による市民の読書活動を推進するに当たり、幅広い市民の意見を聴取するため鹿屋市読書活動推進懇話会の開催を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

#### 鹿屋市読書活動推進懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 「親と子の20分間読書」運動及びまちなか図書館の実施による市民の読書活動を推進するに当たり、幅広い市民の意見を聴取するため鹿屋市読書活動推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (意見等を求める事項)

- 第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)「親と子の20分間読書」運動に関すること。
  - (2) 市民の読書活動推進に関すること。
  - (3) まちなか図書館に関すること。
  - (4) その他鹿屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

#### (参加者)

- 第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。
  - (1) 学校教育関係者
  - (2) 社会教育関係者
  - (3) 図書館関係者
  - (4) 子育て関係者

#### (運営)

- 第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、令和2年10月1日から令和4年3月31日までとする。

## (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別紙のとおり